

（参考）子ども・子育て支援新制度の概要について

子ども・子育て支援新制度は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」、「仕事と家庭の両立支援」の4つに分かれます。

■子ども・子育て支援新制度の概要

支援新制度の目的

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

1. 子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園 0～5歳
（幼保連携型、幼稚園型、
保育所型、地方裁量型）
- 幼稚園 3～5歳
- 保育所 0～5歳

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

2. 子育てのための施設等利用給付

施設等利用給付

- 幼稚園＜未移行＞
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等
 - ・ 認可外保育施設
 - ・ 一時預かり事業
 - ・ 病児保育事業
 - ・ 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）

3. 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 利用者支援事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業等
- ・ 妊婦健康診査事業
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

4. 仕事と家庭の両立支援

- ・ 企業主導型保育事業
- ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業